

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2011年9月20日

No.4

教育体制・技術継承の充実を強く求める！

= 申3号「直轄エリアの変更」に関する団体交渉を開催！ =

中央本部は、申第3号「直轄エリアの変更」に関する申し入れに基づき団体交渉を行ないました。「直轄エリアの変更」の前提条件は、「技術継承と安全」が担保されることです。また、「21年度施策」の検証も踏まえ、教育の実態等を明らかにし教育・研修の充実を図ることを求めてきました。会社と確認した内容は以下の通りです。

1. 教育について

①本社集合教育について

組合：受講実績及び受講後のフォローはどうしていくのか。

会社：入社1～2年目は全員参加している。出所して3か月後に出所試験と同じ内容で試験を行い確認している。

確認事項：現場での教育は、現場長が主体となって教育の任にあたる。

②職場における教育内容について

会社：教育は毎月実施している。職場毎の教育レベルを均等化する目的で教材を活用している。

組合：現場では毎月教育が行なわれているとは聞いていない。業務量が逼迫し、現場長は教育に対するフォローも出来ず本社集合教育のみの状態となっている。その点どう認識しているか。

会社：現場からは、フォロー教育を実施していると報告を受けている。

組合：認識に違いがある。会社として現場教育の実態を調査した上で協議することで良いか。

会社：了解した。

確認事項：職場における教育実態を会社が調査し、提示した上で協議する。

2. 「平成21年度施策」における「成果と課題」について

会社：成果は、グループ制によって工事業務と検査業務を統括し設計の技術を習得するようにしている。更に若手に工事監督立会いを行なわせ技術力をが身につけるように努めている。

課題は、技術の習得や技術継承の為に集合教育を交えた現場教育の充実を図ることである。

組合：その場合、教育体制をどうするのか。

会社：職場に教育体制は必要と認識している。教育内容の充実を図るために意見を出してほしい。

確認事項：教育については、今後現場に専任を配置も含めて議論していく。

3. 東海保全技術センターにおける業務量と技術力の剥離についての原因と対策

組合：名古屋タを外注化した際に技術力を持った年配者はいた。しかし、今は退職し業務を直轄に戻しても体制が整っていないので不安があると聞くがどうか。

会社：基準人員は満たしており業務が増となった場合は、業務量を見て修繕は外注すればいいと考えている。

組合：その考え方はおかしいし認められない。本当に業務を直営にするなら技術継承をしっかりと行うべきだ。

会社：職場の実態を確認し、あらためて協議する。

確認事項：東海保全技術センター業務実態を調査した上で条件整備を整え協議する。

最後に中央本部は、会社が職場の現実を正確に把握しないまま交渉を続けても主張の対立となるので交渉を中断し、現実を把握した上で9月22日に交渉を再開することとしました。

以上